Vol.314

2023年10月10日発行

安心会計ニュース

発 行 者 税理士法人橋本会計 電話(03)5442-2631

令和 5 年確定申告

確定申告の準備を始める時期となりました。この時期、生命保険料控除証明書等、確定申告に必要な 書類が届きますので、無くさず保管をお願いします。

下記のリストを参考に、今年新たな収入や支出がございましたら、担当者にご連絡下さい。

【確定申告チェック項目】

(所	(得)	メモ					
	利子所得 (国外預貯金利子・同族会社社債利子)						
	配当所得 (総合課税・分離課税)						
	不動産所得						
	事業所得						
	給与所得						
	一時所得 (満期保険・ふるさと納税返れ						
	雑所得 (公的年金・私的年金・報酬)						
	(総合)譲渡所得 (金地金・ゴルフ会員権)						
	(分離)譲渡所得 (土地建物・株式)						
(控	(控除)						
	雑損控除(災害・盗難)		障害者控除 (一般 ・ 特別)				
	医療費控除(一般 ・スイッチOTC)		ひとり親控除・寡婦控除				
	寄附金控除(ふるさと納税・一般寄付)		勤労学生控除				
	社会保険料控除		扶養控除				
	小規模企業共済等掛金控除		配偶者控除				
	生命保険料控除		配偶者特別控除				
	地震保険料控除		住宅ローン控除				
(7	(その他)						
	扶養者の異動(お子様の就職、別居の両						
	□ 贈与(現金・住宅資金・出資金・不動産・その他)						

※ふるさと納税控除証明書につきましては、各市町村の寄付ごとの証明書に代えて、各ポータルサイトが発行する年間合計額の証明書を添付することができます。計算誤り等も無くなるため、年間合計額の証明書の入手(書面又は XML 形式ファイル)をお願いします。

【今から間に合う節税対策7選】

- ① 小規模企業共済加入
- ②倒産防止共済加入
- ③ふるさと納税

- ④ 30 万円未満少額資産購入
- ⑤決算賞与支給
- ⑥家賃前払い

⑦ 現金贈与(相続税対策)

歯科会計®

業務改善助成金 2023

8月31日から業務改善助成金の拡充が行われています。ユニット等生産性向上設備の導入をお考えの場合は、助成金の利用をご検討ください。

1. 業務改善助成金とは

事業場内最低賃金引上げ、生産性向上の設備投資等を行った場合に、設備投資等の費用の一部を助成する制度です。(申請期限 2024年1月31日)

2. 助成率

【事業場内最低賃金】

- □ 900 円未満→9/10 ※拡充前 870 万円未満
- □ 900 円以上 950 円未満→4/5 (9/10) ※拡充前 870 円以上 920 円未満
- □ 950 円以上→3/4 (4/5) ※拡充前 920 円以上
 - ※()内は生産要件を満たした場合

3.対象となる事業場

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内(拡充前30円以内)

- ⇒院内で給与が最も低い方が、すでに最低賃金より 50 円以上高い場合は対象外
- ⇒最低賃金の引上げにより、それまで対象とならなかった医院も対象となる可能性あり

4.助成上限額

	事業場内		助成上限額	
コース 区分	最低賃金 の引き上	引き上げる 労働者数	事業場規模 30人以上の	事業場規模 30人未満 の
	げ額		事業者	事業者
	30円以上	1人	30万円	60万円
30円		2~3人	50万円	90万円
コース		4~6人	70万円	100万円
- ^		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
	45円以上	1人	45万円	80万円
45円		2~3人	70万円	110万円
コース		4~6人	100万円	140万円
- ^		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
	60円以上	1人	60万円	110万円
60円		2~3人	90万円	160万円
コース		4~6人	150万円	190万円
^		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
	90円以上	1人	90万円	170万円
90円		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
コース		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

5.対象資産

歯科用ユニット、自動釣銭機、洗浄機等

医療承継

贈与税非課税制度まとめ

110万円の基礎控除を利用した毎年の贈与対策について、2024年より改正が入り対策に大きな影響が出てまいります。今回は生前の相続対策も踏まえまして、贈与税の非課税制度についてまとめています。

<贈与税の非課税制度>

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	非課税額	期限等
暦年贈与の基礎控除	年間 110 万円	改正が予定されています。
		3年内の生前贈与加算の最終年です。2024年か
		ら7年内の生前贈与加算に改正される点注意が
		必要です。
相続時精算課税制度	2500 万円(贈与時非課税、	適用のためには選択届の添付が申告時に必要で
	ただし相続時に加算)	す。
		2024 年から基礎控除 110 万円が創設され利用
		者が増加する見込
住宅取得等資金の贈与	一般住宅 500 万円	2023 年 12 月末までの贈与
	省工ネ等住宅 1500 万円	(新築・建売については物件引き渡しは 2024
		年 3 月 15 日までに)
		制度延長されるかは現時点では不明
夫婦間の居住用不動産贈与	2000万円	婚姻期間 20 年以上経過の夫婦間で可
		申告が必要
教育資金贈与	1500万円	2026年3月末まで
		金融機関等で手続
結婚・子育て資金贈与	1000万円	2025 年 3 月末まで
		金融機関等で手続

暦年贈与の制度が来年から改正による影響が大きくなります。そのため、今年に関しては改正前の最終年度であるため、110万円の基礎控除を超える額での少し大きめの金額の贈与を実施することも検討してよいかと思います。

また、非課税贈与制度に関しても実施期限を迎えるものもあります。そのため、今現 在有効な制度は確実に利用されておくことをお勧めします。

住宅取得等資金の贈与は適用期限についても注意ですが、資金贈与を行うタイミングにも注意が必要です。